

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	サンヨーホームズコミュニティ株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区西本町 1 丁目 4 番 1 号
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 小山 明
電話番号	06-6578-3465

第 2 ご利用事業

事業の種類	小規模保育事業A型
事業所の名称	上志段味サンフレンズ保育舎
事業所の所在地	名古屋市守山区上志段味大久手下 1963 番 12
管理者氏名	三宅 祐
連絡先	電話 052-736-7748 FAX 052-736-7749

第 3 事業の目的・運営方針

上志段味サンフレンズ保育舎（以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児（以下、「利用乳幼児」という。）の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- (1) 当事業所は、多様化するニーズに応じて、きめ細やかで柔軟な保育サービスの提供を行い、待機児童解消と地域活性化に貢献する。
- (2) 当事業所は、関係機関との連携支援等によって、在園児及び地域の子育て・発達の支援、育児不安の解消に貢献する。
- (3) 当事業所は、職員が保育に専念できる環境を創出・確立し、保育サービスの質を向上させる。
- (4) 当事業所は、職員が安心して働き続けられる環境を整え、人材の長期定着を目指す。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	270.47 m ²	
	屋外遊戯場	敷地外	約 41,000 m ² (歴史の里しだみ古墳群 古代体験広場)
施設	構造	軽量鉄骨造	
	延べ面積	127.73 m ²	

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	同室
ほふく室	1室	
保育室	1室	
便所	1室	
その他		
調理室		

第5 利用定員

認定区分		利用定員
3号認定子ども	満1歳以上	16人
	満1歳未満	3人

第6 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	中志段味保育園
連携の内容	集団保育、保育に関する相談・助言、卒園後の受皿に関する支援

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	守山保育園
連携の内容	保育に関する相談・助言

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	社会福祉法人桔梗福祉会 ききょう保育園
連携の内容	集団保育、保育に関する相談・助言、卒園後の受皿に関する支援

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	社会福祉法人桔梗福祉会 しだみ保育園
連携の内容	集団保育、保育に関する相談・助言、卒園後の受皿に関する支援

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	株式会社日本保育サービス アスク志段味保育園
連携の内容	集団保育、保育に関する相談・助言、卒園後の受皿に関する支援

第7 職員の配置状況

当事業所では、「名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1	—	
保育士	7	5	2	
調理員	2	1	1	
嘱託医（内科）	1	—	1	
嘱託医（歯科）	1	—	1	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

（令和5年4月1日時点）

第8 職員の勤務体制

職種	勤務体制	備考
管理者	8:00 ~ 17:00	
保育士	早番 7:30 ~ 16:30 日勤 8:30 ~ 17:30 遅番 9:30 ~ 18:30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
保育従事者	早番 7:30 ~ 16:30 日勤 8:30 ~ 17:30 遅番 9:30 ~ 18:30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	8:00 ~ 17:00	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。(令和3年4月1日時点)

第9 保育を提供する日、時間

開所曜日		日・月・火・水・木・金・土
開所時間 (延長保育)	平日	7:30 ~ 18:30 (短時間延長: 7:30~8:30、16:30~18:30)
	土曜日	7:30 ~ 18:30 (短時間延長: 7:30~8:30、16:30~18:30)
	日曜日・祝日	休園日
	コア時間	8:30 ~ 16:30

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

第10 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

- (1) 当事業所の保育理念
子ども一人ひとりの最善の利益を大切にし、子どもの多様な個性を認め、思いやりのある豊かな人間性を育む
- (2) 当事業所の保育の目標
 - ・全身を使って意欲的に遊ぶ子ども
 - ・生活や遊びの中で喜びや驚き、美しさなどを体験する子ども

- ・自分の思ったことをのびのびと表現する子ども
- ・友達と関わって遊ぶ子ども

(3) 当事業所の保育の内容に関する全体計画

別紙参照

(4) デイリープログラム（一日の流れ）

時間	活 動
7:30	順次登園
8:30	自由遊び（合同保育）
9:30	おやつ
10:00	戸外あそび他（年齢別保育）
11:00	給食
12:30	お昼寝
15:00	おやつ
16:30	順次降園（合同保育）・短時間延長保育
～18:30	閉園

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	入園進級式
5月	
6月	内科健診、歯科検診
7月	七夕まつり、水あそび
8月	
9月	お月見
10月	内科健診
11月	保育参観
12月	クリスマス会
1月	お正月あそび
2月	節分
3月	ひなまつり、お別れ会、卒園式

その他：誕生日会（随時）・身体測定（毎月）・避難訓練（毎月）

(7) 給食の提供

- ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。（自園調理・完全給食制）
- ・おやつは9:30と15:00です。
- ・離乳食、食物アレルギー対応食（除去食）を提供し、宗教食の配慮もします。

(8) その他の事業の実施状況

・産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後57日目）からの保育を実施しています。

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・短時間延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

第11 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 短時間延長保育にかかる費用

短時間延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当事業所では、第10に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	カラー帽子費用	1,200～1,300円（入園時）

※仕入れによる価格変動あり

第12 利用の終了に関する事項

利用乳幼児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第13 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

【内科】

医療機関の名称	須賀医院
医師名	須賀 泰博
所在地	春日井市神領町2丁目12番地12
電話番号	0568-81-7155

【歯科】

医療機関の名称	かとう歯科 こども歯科
医師名	加藤 宏紀
所在地	名古屋市守山区上志段味深田 778
電話番号	052-736-1180

(2) 災害共済給付制度への加入

当事業所では、下記の保険に加入しております。

保険の内容	賠償責任保険・傷害保険（学校契約団体）
保険金額	賠償責任：支払限度額1人につき4000万円、1事故につき8000万円 傷害：死亡・後遺障害100万円/人、入院保険金日額1千円/人、 通院保険金日額500円/人
保護者負担金	不要

第14 非常災害対策

暴風警報発令時 大雪警報発令時	・名古屋市に発令の場合自宅待機 ・入園のしおり参照
警戒レベル3（避難準備・ 高齢者等避難開始）発令時 警戒レベル4（避難勧告/ 避難指示（緊急））発令時 特別警報発令時 南海トラフ地震に 関連する情報（臨時）	・（保育中）コドモン一斉配信でお迎えの依頼 ・（朝）自宅待機
避難訓練	・火災を想定した避難訓練を月に1回、ならびに地震・水害・ 不審者のいずれかを想定した避難訓練を月1回実施
非常災害用備蓄	・飲料水・α米・ミルク・菓子など人数×2日分 ・毛布・携帯用トイレ・救急用品・ガスコンロ他

第15 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、『事故防止・安全管理マニュアル』に基づき、職員に対し研修を実施します。

第16 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、『虐待対応マニュアル』『懲戒権濫用防止マニュアル』に基づき、職員に対し研修を実施します。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 管理者 苦情受付担当者 各クラス担任
第三者委員	レーヴ法律事務所 弁護士 柴田洋平 東京都杉並区南荻 4-39-11 3階 電話 03-5336-3390 <受付> 9:00~17:00 (土曜日、日曜日、祝日を除く)

制定日：令和3年4月1日

改定日：令和3年4月15日

改定日：令和4年3月1日

制定日：令和5年4月1日

改定日：令和6年4月1日

改定日：令和7年4月1日